第１２３回東海市長会通常総会

決　　議

平成２８年１０月１３日

東　海　市　長　会

決議第１号

地方行財政の充実強化に関する決議

今日の都市自治体においては、急速に進行する少子高齢化社会への対応や、地域経済の活性化、更には多発する自然災害に備えるための防災・減災対策など、様々な課題への対応に必要となる財政需要は増加の一途にあり、徹底した行財政改革に取組んでいるが恒常的な財源不足に陥っている。

地域の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスを持続的に提供し、人口減少社会を踏まえた地方創生への取組みなど、新たな行政課題に的確に対応するためには、安定的な税財源の確保が不可欠である。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

１．地方行財政をはじめ地方に影響を及ぼす重要な課題については、「国と地方の協議の場」の適切な運営のもとに、十分な議論を経て決定すること。

２．地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国と地方の税源配分比率５対５の実現を図り、地方の財政自主権を拡充すること。

３．年々急増、多様化する地方の行政ニーズに迅速かつ的確に対応するため、地方税、地方交付税、地方譲与税等、地方の一般財源総額を増額確保するとともに、安定的で都市自治体間で均衡がとれた地方税体系を構築すること。

４．都市自治体の財政需要を的確に地方財政計画に反映させ、地方交付税の恒常的な財源不足を臨時財政対策債など特例措置に依存しない持続可能な制度を確立するため、地方交付税総額を増額確保するとともに、地方交付税本来の趣旨にのっとり適切な算定配分を行うこと。

５．法人住民税は都市自治体の基幹税源であることから、更に法人実効税率を引き下げる場合は地方交付税原資の減収分を含め、地方の財政運営に支障が生じることのないよう、必ず安定的かつ恒久的な代替財源を確保すること。

６．法人住民税を地方自治体間の税源の偏在是正の財源とすることは、地方分権改革の流れに逆行し、かつ、地方の財源不足という根本的な問題の解決にはならず、しかも一部の都市自治体では財政運営に悪影響が見込まれることから、偏在是正のあり方について市町村の意見を十分に踏まえながら検討を行うこと。また、都市自治体の税制を見直す場合には、全ての都市自治体の財政運営に悪影響が生じないよう、必要な対策を講じること。

７．ゴルフ場利用税については、その税収の７割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、市町村のゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、当該市町村にとっては貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

８．固定資産税は基礎自治体を支える安定した基幹税であることに鑑み、償却資産に対する固定資産税については、現行制度を維持すること。

なお、償却資産に対する平成２８年度税制改正において創設された固定資産税の時限的な特例措置については、今回限りのものとし、期間の延長を断じて行わないこと。

９．「社会保障・税一体改革」は社会保障の機能強化・機能維持のための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指すものである。消費税率１０％への引き上げの再延期により、既に都市自治体が取り組んでいる子ども子育て支援をはじめとする社会保障の充実のための施策の推進に支障が生じることのないよう、国は必要な財政措置を確保すること。

１０．消費税１０％時に導入するとされている軽減税率制度については、都市自治体の社会保障財源に影響を与えることのないよう確実に代替財源を確保すること。

１１．消費税率引き上げの再延期に伴い、自動車取得税の廃止並びに自動車税及び軽自動車税の環境性能割の導入についても併せて延期すること。

１２．公立病院をはじめ地域医療機関の経営に深刻な影響がある控除対象外消費税の問題を解消するため、消費税率改定時の診療報酬への上乗せ分を上回る仕入消費税額の負担には、その全額を控除又は還付できるよう制度を改正すること。

１３．軽自動車税のグリーン化特例や自動車重量税にかかるエコカー減税の見直しを行う場合は、都市自治体の財政運営に支障が生じないよう慎重に対応すること。

１４．地方創生への積極的な取組みを推進するため、地域の実情に応じたきめ細かな施策が実施できるよう「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充を図ること。また、地方版総合戦略に盛り込まれた施策を着実に実施し成果ある地方創生が実現できるよう、地方創生推進交付金の拡充を図るとともに、交付金について対象分野や対象経費にとらわれない弾力的な運用を図ること。

１５．都市自治体は公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の再整備に取り組んでいるところであるが、円滑に進められるように財政措置を講じること。

１６．国保財政が厳しい状況にあるなかで、医療の高度化、高額薬剤の保険適用等により医療費が増加しているため、これまで以上に国保財政の基盤強化を図るとともに、国による財政措置を拡充し、保険者である市町村の負担が大きくならないようにすること。

１７．社会資本整備総合交付金は防災・減災対策をはじめ、道路整備や河川改修、スポーツ施設整備などの施策に活用されており、増額確保すること。

１８．合併特例債の適用期間を合併基盤整備事業が円滑かつ計画的に実施できるよう東日本大震災で被災した合併市町村と同様の期間に再延長すること。

１９．農地制度改正後も実質的に農地転用が難しい中、農業振興地域農用地区域内の土地利用について、地域の実情を踏まえた弾力的な運用を図ること。

２０．情報ネットワーク化の進展により、セキュリティの確保は喫緊の課題であり、マイナンバーカードの運用を含め、包括的かつ継続的な財政措置を講じること。

以上決議する。

平成２８年１０月１３日

東海市長会

決議第２号

地震・津波・火山噴火等防災対策の充実強化に関する決議

東海・東南海・南海の「南海トラフ」の巨大地震は、強い揺れと巨大な津波の発生により、過去に例を見ないほど甚大な被害が予想され、都市自治体においては、現在、様々な防災・減災対策の充実・強化を図っているところである。

また、近年、大規模な地震や津波、台風等といった災害が頻発し、各地で集中豪雨による大規模な河川の氾濫や土砂災害が発生するなど、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じている。こうした異常現象に対応するためにも、防災・減災対策に資する社会資本整備については、老朽化対策も含め、国・地方がスピード感を持って取り組むことが不可欠であり、緊急性の高い対策へ重点的な投資を行うなど強靭化をより一層進めていかなければならない。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

１．国と地方が連携して地震対策に取り組んでいくために、地域の実情を十分配慮のうえ、南海トラフ地震防災対策推進基本計画などの諸計画について着実に推進すること。

２．都市自治体が取り組む、公共施設や都市基盤施設の耐震化や強靭化事業、民間住宅等の耐震化促進事業や砂防対策、さらには、民間事業者による避難施設整備等、防災・減災に係る諸事業を推進するため、財源措置を拡充・強化すること。

３．南海トラフ巨大地震の地震津波想定に対応した防潮堤や水門などの津波防護施設を早期に整備するとともに、既存の堤防の耐震化や嵩上げ及び水門等の耐震化や自動化・遠隔操作化を早期に実現できるよう財政措置を講じること。

４．津波対策として、企業や住宅、公共施設等の移転を進めるため、土地利用の規制緩和など地域の実情に応じた法令整備を図ること。

５．台風や集中豪雨による浸水被害等の軽減を図るため、ダム建設や河道掘削、河川改修など治水対策を早期に進めること。また、地方管理河川における堆積土砂の撤去等維持管理における交付金制度の創設など支援措置を拡充すること。

６．平常時の予防対策から応急対策、復旧・復興対策を総合的に推進する広域ブロックの中核的な防災拠点となる「基幹的広域防災拠点」を、国の責任において早期に整備すること。

７．富士山の噴火による被害を最小限とするため、監視・観測体制の充実強化を図るとともに、国及び都道府県が主導となった広域的な組織体制の構築や、実践的な防災対策、風評被害対策を講じること。

８．被災自治体の支援を効果的に行うため、災害救助法及び関係する諸制度において、支援物資の提供、職員派遣、避難先確保等の都市自治体間の支援に係る仕組みを確立するとともに、財政措置を拡充すること。

９．災害対策の中心的施設としての機能を有する庁舎や避難施設等については、建て替えや耐震補強を図るための十分な財政措置を講じること。

１０．平成２８年度で終了となる緊急防災・減災事業債について、継続的に災害対策事業を実施できるよう期限を延長するとともに、対象事業及び財政措置を拡充すること。
１１．原子力災害時広域避難計画の実効性を高めるため、都市自治体では困難な課題の解決に向け、国、県等が連携して支援すること。

以上決議する。

平成２８年１０月１３日

東海市長会

議案第３号

教育施策の充実強化に関する決議

少子化の進展等により教育環境が大きく変化している中、都市自治体は、明日を担う子どもたちを健全で豊かに育成していく責務がある。

このため、児童生徒一人ひとりの特性やニーズに応じたきめ細やかな教育を行うとともに、特別な支援を必要とする児童生徒への取組みの充実、いじめ防止などの児童の健全育成、さらには、学校施設の老朽化等に伴い、大規模改修や学校施設整備事業を計画的に取り組んでいく必要があり、これには、国の予算額の増額確保が不可欠である。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

１．きめ細かい教育指導を実施するため、小中学校の全ての通常学級の学級編制標準を３５人以下とするとともに、学級再編に対応した教職員定数の改善を図ること。

２．学習指導要領の改訂に伴う授業時間数の増加等に対応するため、教職員定数を拡充すること。

３．一人ひとりの特性やニーズに応じたきめ細かい教育支援を行うため、特別支援学級の学級編制標準を６人以下とするとともに必要な財政措置を講じること。

また、障がい種別による学級編制の認可を積極的に行うこと。

４．通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒が増加しているため、教員の加配、支援員の増員等、積極的に人的支援・財政措置を講じること。

また、全面介護や医療行為等を必要とする児童生徒も増加しており、看護師を配置するための支援制度を創設し、財政措置を講じること。

５．児童生徒の問題行動やいじめ、不登校などの未然防止や適切な対応のため、小中学校に配置されているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの人員及び配置時間数を拡充するための財政措置を講じること。

６．学校施設環境改善交付金については、大規模改造事業をはじめ都市自治体の計画事業量に応じた財政支援措置を確実に講じること。

また、交付金の内示については、年度当初に通知すること。

７．空調設備整備、トイレの洋式化、小規模改修工事、プール等の付帯設備の老朽化対策など施設整備事業を推進するため、学校施設環境改善交付金の対象事業の拡充、補助率の引き上げ及び実情に即した補助単価に引き上げを行うこと。

以上決議する。

平成２８年１０月１３日

東海市長会